

第 74 号

訴えの提起について

損害賠償請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 金1,843,463円及びこれに対する平成25年5月5日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求めらる。

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。